

教科書検定に関する文部科学大臣への公開質問状

令和5年2月27日

新しい歴史教科書をつくる会

会長 高池勝彦

(1) 報道によれば、教科書会社最大手の東京書籍が発行する高校用の地図の教科書『新高等地図』が、令和2年度の教科書検定に合格し、採択した学校への供給が終わった後、1200箇所以上の誤記が見つかり、同社は訂正の上刷り直して希望する学校に再配付した、とのこと。これは教科書検定史上異例の出来事であり、「教科書への信頼を大きく揺るがした」不祥事として強い批判が巻き起こっています。

ところが、この事案について文部科学省が行っている説明には、理解し難いところや納得し難いところがありますので、公開で質問させていただきます。本日から起算して10日以内（3月9日まで）に文書にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

(2) 報道によれば、この事件について文部科学省は次のようにコメントしています。

(A) 同省教科書課の担当者「検定結果が不適切だったとの認識はない。最終的に網羅的な校正は教科書会社の責任で行われるべきものだと考えている」（2月18日付け読売新聞朝刊）

(B) 教科書課「検定は学術的な観点でチェックするものなので、校閲や校正の最終的

な責任は教科書会社にある」(2月19日付け日本経済新聞)

(3) さらに、2月21日に行われた永岡桂子文部科学大臣の記者会見で、記者の質問に答えて、大臣は次のように答弁しています。要点を抜き書きします。(詳細は、添附の【資料】をご参照下さい)

(a) 「教科書の検定というのは申請図書具体的な記述につきまして、学問的、また専門的な見地から、検定時点における客観的な学問的成果ですとか、あと適切な資料等に照らして欠陥を指摘することを基本として実施をしているもの」

(b) 「検定後に図書を供給するにあたりましては、発行者の責任によりまして索引等の校正を行う必要があります。また、検定合格後に発生した事象を踏まえて記述を更新することも必要でございます。このような訂正を行うため、検定後の訂正の申請の仕組みが設けられているわけ」、「今回のですね、訂正の多くは、索引の校正など、図書の供給前に、発行者におきまして適切に行うべき訂正」

(c) 「教科書記述の適切さにつきましては、やはり検定手続きと、それから検定後の訂正申請の仕組みとが相まってですね、担保される仕組みとなっております」

(d) 「今回、東京書籍が行いました訂正申請の多くは、索引の校正や記述の時点更新、そして、記述をより適切に改善をするため、検定とは異なる観点でですね、発行者の責任で行ったものでありまして、訂正箇所の多さが、検定の不適切さを示すものではないと考えている」

(4) これら文部科学省の説明には、重大な疑念があります。

第一に、高等学校教科用図書検定基準（平成 30 年 9 月 18 日文部科学省告示第 174 号）

には、総則として次の基準が項目として規定されています。

3 正確性及び表記・表現

- (1) 図書の内容に、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところはないこと（(2) の場合を除く。）。
- (2) 図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと。
- (3) 図書の内容に、生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現はないこと。
- (4) 漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であって不統一はなく、別表に掲げる表記の基準によっていること。

教科書検定はこの基準をもとに実施されており、ここに明記されているとおり、「誤りや不正確」、「客観的に明白な誤記、誤植又は脱字」なども教科書検定の対象であることは明白です。

ところが、上記に引用した文科大臣の説明では、「索引の校正など、図書の供給前に、発行者におきまして適切に行うべき訂正」(b)と述べており、「索引」は教科書検定の対象外であるかのような説明が行われています。しかし、教科書検定基準によれば、「索引」は教科書検定の対象から除外するとはどこにも書かれておりません。

そこで、お訊ねします。「索引」の校正などは発行者の責任で、文科省の検定の対象外であるかのような主張は、いかなる法的根拠に基づくのですか？

(5) 第二に、文科省の説明に反して、他社や他種目の教科書に対する検定では、「索引」についても検定が実施されております。一例をあげれば、令和元年度に行われた中学校歴史教科書の検定で、自由社について次のように、「索引」が検定の対象とされております。(文科省ホームページより)

番号	ページ	指摘事項	指摘事由	検定基準
393	292	「事項さくいん」中、「運金」	誤植である。	3-(2)
394	294	「事項さくいん」中、「祖」	誤記である。	3-(2)
395	295	「事項さくいん」中、「土三湊」	誤記である。	3-(2)
396	300	「事項さくいん」中、「渡辺華山」	誤記である。	3-(2)

この検定意見は、「運金」は「運上金」の誤植、「祖」は「租」の、「土三湊」は「土三湊」の、「渡辺華山」は「渡辺華山」の、それぞれ誤記であることを指摘したものです。

そして、その法的根拠は、検定基準の「3 正確性及び表記・表現」のうちの(2)項であることが、「3-(2)」という表記によって明示されています。

ここにあげた自由社の事例は、文科大臣の説明と明白に矛盾します。自由社については「索引の校正」をし、東京書籍については「索引の校正」をしなくてもよいというのは、行政による明白な差別であり、ダブルスタンダードではありませんか？

(6) 第三に、文科省教科書課は「検定は学術的な観点でチェックするものなので、校閲や校正の最終的な責任は教科書会社にある」(B)として、今回の事案において検定に問題はなかったことの言い訳にしています。文科大臣も、「学問的、また専門的な見地」という言葉を使って同様の趣旨のことを述べています。

つまり、教科書検定は「学術的な観点」で行うもので、「校閲や校正」を文科省は行わないということです。しかし、これは責任逃れのために後付けでこじつけた理由ではないでしょうか。

もし、そう主張するならば、どのような検定意見は「学術的な観点」に基づく指摘で、どのような問題点は「学術的な観点」からの検定の対象にならないのか、その線引きの基準を明らかにしていただかなければなりません。そうでなければ、教科書検定官の恣意がまかり通ることになります。

具体例をあげます。今回の東書の地図の訂正の中には、「ドレーク海峡」とすべきところを「マゼラン海峡」としたものや、「距離」を「距理」と誤記したものが(東京書籍のホームページを見ると2箇所も)入っています。

そこで伺います。教科書検定は「学術的観点」によって行われるもので、「校閲や校正」はしなくてよいとする法的根拠は何ですか？ 「学術的観点」による検定の対象とそうでないものを区別する基準は何ですか？ 「ドレーク海峡」を「マゼラン海峡」と間違っただことは「学術的観点」からどうして問題にされないのですか？ 「十三湊」を「土三湊」とタイプミスしたのは検定の対象となり、「距離」を「距理」とタイプミスしたのは検定の対象とならないのはなぜですか？

(7) 第四に、東京書籍の地図の教科書はなぜ「一発不合格」にならなかったのか、という問題です。令和2年度の高校の教科書検定において、「地図」の検定申請は3社から発行された6種類についてなされました。それぞれに対する検定意見数は次のようになりました。(文科省ホームページより)

帝国書院A (2) 帝国書院B (7) 二宮書店A (5)

二宮書店B (6) 二宮書店C (5) 東京書籍 (20)

検定意見数は相対的に見て、東京書籍が一番多いのですが、実際は後に1200箇所もの訂正申請がなされたのですから、本来検定意見を付けるべき多数の欠陥を見逃す大甘の検定が東京書籍の申請図書に対して行われたことは明らかです。このうち、地名変更など社会情勢の変化に伴うものが約150件あった(2月18日付け読売新聞)としても、まともな検定が行われていれば、検定意見数は地図のページ数(全192ページ)の1.2倍(231件)を軽く超え、「一発不合格」になったはずです。

他方、令和元年度の中学校教科書の検定では、自由社の歴史教科書が405件の検定意見

を付けられ、「一発不合格」制度を初めて適用されました。これについては、意図的なこじつけや詭弁で検定意見を水増ししたとして異議申し立て中です。東京書籍に対しては不作為の不正、自由社に対しては作為の不正が行われた疑いは極めて高いといえます。

そこでお訊きします。東京書籍の地図が「一発不合格」にならなかったのは、検定の不作為によるものでないことを、東京書籍の提出した訂正申請をもとに、数字をあげて証明して下さい。

(8) 以上の質問を、以下に改めて列挙します。通し番号を付け直します。

①「索引」の校正などは発行者の責任で、文科省の検定の対象外であるかのような主張は、いかなる法的根拠に基づくのですか？

②自由社については「索引の校正」をし、東京書籍については「索引の校正」をしなくてもよいというのは、行政による明白な差別であり、ダブルスタンダードではありませんか？

③教科書検定は「学術的観点」によって行われるもので、「校閲や校正」はしなくてよいとする法的根拠は何ですか？

④「学術的観点」による検定の対象とそうでないものを区別する基準は何ですか？

⑤「ドレーク海峡」を「マゼラン海峡」と間違っただけは「学術的観点」からどうして問題にされないのですか？

⑥「十三湊」を「土三湊」とタイプミスしたのは検定の対象となり、「距離」を「距理」

とタイプミスしたのは検定の対象とならないのはなぜですか？

⑦東京書籍の地図が「一発不合格」にならなかったのは、検定の不作為によるものでないことを、東京書籍の提出した訂正申請をもとに、数字をあげて証明して下さい。

(以上)

<連絡先> 112-0005 東京都文京区水道 2-6-3 新しい歴史教科書をつくる会

電話 03-69120047 FAX 03-6912-0048

【資料】令和5年2月21日永岡桂子文部科学大臣記者会見テキスト版

(文部科学省ホームページより)

記者)

教科書検定に関連してお尋ねします。東京書籍が発行した高校地図の教科書で供給後に約1,200箇所訂正が見つかり再配布する事態となりました。再配布になるような図書が合格した文科省の教科書検定に不備がなかったのか、合格という結果は適切だったのか、今回の事態の受け止めを含めて大臣の見解をお聞かせください。

大臣)

教科書の検定というのは申請図書の具体的な記述につきまして、学問的、また専門的な見地から、検定時点における客観的な学問的成果ですとか、あと適切な資料等に照らして

欠陥を指摘することを基本として実施をしているものでございます。一方ですね、検定後に図書を供給するにあたりましては、発行者の責任によりまして索引等の校正を行う必要があります。また、検定合格後に発生した事象を踏まえて記述を更新することも必要でございます。このような訂正を行うため、検定後の訂正の申請の仕組みが設けられているわけでございます。今回、東京書籍が行いました訂正申請の多くは、索引の校正や記述の時点更新、そして、記述をより適切に改善をするため、検定とは異なる観点でですね、発行者の責任で行ったものでありまして、訂正箇所が多さが、検定の不適切さを示すものではないと考えているところでございます。検定手続き自体は適切に行われ、最終的な検定決定が行われたものと認識しておりますが、今回のような事案が生じたことは大変遺憾でございます。引き続きまして、適切な検定審査に努めるとともに、発行者に対しまして、校正作業に万全を尽くして、今後このような事態が生じないように、強く指導してまいりたいと思っております。

記者)

当該の検定では、縮尺など細かなものに意見がつく一方で、明白な誤りに指摘がなく見過ごされていたケースもありました。検定でそのような違いが出たのはなぜなのでしょうかとこのところと、また、今おっしゃったように文科省の索引などの最終的な校正は発行者に責任があるというスタンスですが、児童生徒の立場からすると、教科書には正しいことが載っている、間違っていないというふうに考えていると思います。検定ではこうした誤字脱字などのチェックを行う必要はないのでしょうか。正確な教科書を児童生徒に届けるために検定のあり方を見直す必要はないのでしょうか。大臣のお考えをお伺いします。

大臣)

今回のですね、訂正の多くは、索引の校正など、図書の供給前に、発行者におきまして適切に行うべき訂正でございます。今回の事案はですね、やはり供給前に発行者において校正作業を徹底して、そして適切にですね、訂正を行うことにより防ぐことができた、そういうふうに考えております。その訂正が供給後の対応となったことは、大変遺憾でございます。検定自体はですね、現行の仕組みの下、引き続きまして、適切な審査に努めてまいります。発行者に対しまして、校正作業に万全を期しですね、今後このような事態が生じないように、強く指導してまいりたいと考えております。

記者)

今回のミスを見ますとマゼラン海峡が二つあったり赤道上の距離の離が理科の理で離れるほうの離ではなかったり、見たらすぐ分かるようなことが気付けていなくて、それが生徒の手に渡ってしまったと、検定とは一体何なのかというところで、やっぱり検定を通過して発行社が多少直すようなものがあつたとしても、子供たちの手に渡るものは、然る教材になるべきものであって、そういった検定を通過したものがこういった教科書であつたということについて率直に大臣はどのように思われますでしょうか。

大臣)

教科書記述の適切さにつきましては、やはり検定手続きと、それから検定後の訂正申請の仕組みとが相まってですね、担保される仕組みとなっておりますが、今回生徒への供給までに修正がなされずにこのような事態となったことは遺憾であると思っております。